

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和3年10月19日（令和3年（行個）諮問第170号）

答申日：令和4年6月16日（令和4年度（行個）答申第5016号）

事件名：特定期間における本人との面接記録等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表1の2欄に掲げる15文書（以下、順に「文書1」ないし「文書15」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年7月9日付け特定記号45により特定国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、特定期間の特定国税局特定課と審査請求人との応答記録の記載内容の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び各意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、資料の内容は省略する。）。

（1）審査請求書

処分庁が示したすべての不開示理由が当てはまらないと考えるため。

（2）意見書1

別紙のとおり、開示された文書について、聴取日付、場所及び聴取者が開示された以外、すべてマスキングされており、理由説明書において記載されている内容を検証・検討することができないので、意見することができません。

したがって、引き通し（原文ママ）、審査請求書にあるとおり、特定期間の特定国税局特定課と審査請求人との応答記録の記載内容の開示を求めます。

（3）意見書2

開示されていない文書がある。

特定年月日1に私は公益通報の受理日付について確認するために、特定国税局特定課長及び特定国税局特定課課長補佐あてに「公益通報の受

理日付について」という件名のメールをし、「公益通報の受理日付について」を添付しております。

また、特定年月日2に私は特定課課長補佐あてにメールをし、「『公益通報として受理する旨の決定について（通知）』について」を添付しております。

これらが開示されておられませんので併せて開示を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法12条に基づく開示請求に関し、処分庁が行った原処分について、不開示とされた部分の開示を求めるものである。

2 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人と特定国税局特定課との面接時及び通話時のパワーハラスメントに関する聴取内容等の記録である。

処分庁は、本件対象保有個人情報のうち、別表1に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）について、法14条2号、6号及び7号の不開示情報に該当するとして、法18条1項の規定に基づき一部開示決定を行っているところ、審査請求人は、不開示理由には当てはまらないとして本件不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

3 本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分のうち不開示が相当であると認められるもの

ア 別表2の一連番号1から4について

別表2の一連番号1から4が記録されている「特定年月日3の面接記録（別表2の文書番号1）」は、特定国税局特定課職員が審査請求人に、過去に勤務した特定税務署におけるパワーハラスメントに関する事実関係を確認した際の記録である。

本件不開示部分のうち、別表2の一連番号1から4については、パワーハラスメントに関する事実関係が記載されており、審査請求人以外の個人から寄せられた情報であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人の知り得る情報であるとは認められない。

また、これらを開示すると、今後、類似の事案において内部の職員からの適切な情報提供が行われにくくなるなど、正確な事実関係の把握が困難となり、国税当局の人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分については、法14条2号及び7号二に該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

イ 別表2の一連番号5から26及び一連番号29から31について

別表2の一連番号5から26が記録されている「特定年月日5の面

接記録の別添（別表2の文書番号4）」及び別表2の一連番号29から31が記録されている「特定年月日6の面接記録の別添（別表2の文書番号6）」は、特定国税局特定課職員が審査請求人が主張する内容について、審査請求人へ説明した際の参考資料であるが、審査請求人には提示をしていない。

別表2の一連番号5から26及び一連番号29から31の部分については、審査請求人以外の特定の関係者へ確認した内容及びそれについての特定国税局特定課の認識及び検討内容が記載されているが、当該部分は、審査請求人以外の個人の情報であると認められ、また、当該参考資料は審査請求人に提示されていないことから、審査請求人の知り得る情報であるとは認められない。

当該部分が開示された場合には、審査請求人において関係者の誰が発言したか類推可能になるおそれがあり、また、今後、類似の事案において関係者が開示される可能性を意識して事情聴取を拒否することや、回答をちゅうちょすること、率直な意見を述べにくくなることなど、正確な事実関係の把握が困難になり、国税当局の人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分については、法14条2号及び7号二に該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

ウ 別表2の一連番号27、28及び32について

別表2の一連番号27及び28が記録されている「特定年月日6の面接記録（別表2の文書番号5）」は、特定国税局特定課職員と審査請求人が通話した内容を記録したものである。

別表2の一連番号27、28及び32については、面接内容についての特定課職員の認識が記載されている。

これらを開示することにより、今後、類似の事案において関係者が率直な意見を述べにくくなるなど、正確な事実関係の把握が困難となり、国税当局の人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分については、法14条7号二に該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

(2) 本件不開示部分のうち開示が相当であると認められるもの

本件不開示部分のうち、別表2の一連番号1から32の部分を除いた部分について、その内容は、審査請求人との聴取及び対応内容を記載したものであり、既に審査請求人が承知している情報であることから、法14条2号ただし書イに該当し、また、当該内容は同条6号、7号及びその他の不開示情報に該当しないことから、開示することが相当である。

4 結論

以上のことから、本件不開示部分のうち、別表2の一連番号1から32に掲げる部分を除く部分は開示することが相当であるが、別表2の一連番号1から32に掲げる部分については、法14条2号及び7号二の不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年10月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月11日 審議
- ④ 同日 審査請求人から意見書1及び資料を收受
- ⑤ 令和4年4月11日 審査請求人から意見書2及び資料を收受
- ⑥ 同年5月26日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑦ 同年6月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は本件対象保有個人情報の一部を法14条2号、6号及び7号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、別表2の一連番号1ないし32に掲げる部分を除く部分は、開示すべきとし、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、法の適用条項を法14条2号及び7号二に変更した上で、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 別表2の一連番号1ないし4について

当審査会において、別表2の一連番号1ないし4に係る部分を見分したところ、当該部分には、パワーハラスメントに関し、通報者から寄せられた情報が記載されていることが認められた。

これらを開示すると、今後、類似の事案において内部の職員からの適切な情報提供が行われにくくなるなど、正確な事実関係の把握が困難となり、国税当局の人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記第3の3(1)アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、法14条7号二に該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表2の一連番号5ないし26及び29ないし31について

当審査会において、別表2の一連番号5ないし26及び29ないし31に係る部分を見分したところ、当該部分には、審査請求人以外の特定

の関係者へ確認した内容及びそれについての特定国税局特定課の認識及び検討内容が記載されていることが認められた。

これらを開示すると、審査請求人において関係者の誰が発言したか類推可能になるおそれがあり、また、今後、類似の事案において関係者が開示される可能性を意識して事情聴取を拒否することや、回答をちゅうちょすること、率直な意見を述べにくくなることなど、正確な事実関係の把握が困難になり、国税当局の人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記第3の3（1）イの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、法14条7号二に該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表2の一連番号27, 28及び32について

当審査会において、別表2の一連番号27, 28及び32に係る部分を見分したところ、当該部分には、審査請求人と特定国税局特定課職員との面接及び電話での通話に関し、その内容についての特定課職員の認識が記載されていることが認められた。

これらを開示すると、今後、類似の事案において関係者が率直な意見を述べにくくなるなど、正確な事実関係の把握が困難となり、国税当局の人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記第3の3（1）ウの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、法14条7号二に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、意見書2（上記第2の2（3））において、「開示されていない文書がある」、「併せて開示を求めます」などと、本件対象保有個人情報の特定を争う主張をしているが、審査請求人のこうした主張は、審査請求書（上記第2の1及び2（1））による本件審査請求の文言から離れ、審査請求の範囲を拡大しようとするものであり、これを認めることはできない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、6号及び7号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号及び7号二に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同号二に該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別表 1 (本件不開示部分)

1 文書 番号	2 行政文書の名 称	3 不開示部分	4 該当条項
1	特定年月日 3 の面 接記録	聴取内容の要旨を記載 した部分	法 1 4 条 6 号 法 1 4 条 7 号
2	特定年月日 4 の面 接記録	要望事項の要旨を記載 した部分	法 1 4 条 6 号 法 1 4 条 7 号
3	特定年月日 5 の面 接記録	説明内容の要旨を記載 した部分	法 1 4 条 6 号 法 1 4 条 7 号
4	特定年月日 5 の面 接記録の別添	関係者に対して確認し た内容を記載した部分	法 1 4 条 2 号 法 1 4 条 6 号 法 1 4 条 7 号
5	特定年月日 6 の面 接記録	説明内容の要旨を記載 した部分	法 1 4 条 6 号 法 1 4 条 7 号
6	特定年月日 6 の面 接記録の別添	国の機関による検討内 容を記載した部分	法 1 4 条 2 号 法 1 4 条 6 号 法 1 4 条 7 号
7	特定年月日 7 の電 話記録	説明内容の要旨を記載 した部分	法 1 4 条 6 号 法 1 4 条 7 号
8	特定年月日 8 の電 話記録	連絡内容の要旨を記載 した部分	法 1 4 条 7 号
9	特定年月日 9 の電 話記録	連絡内容の要旨を記載 した部分	法 1 4 条 7 号
1 0	特定年月日 1 0 の 電話記録	連絡内容の要旨を記載 した部分	法 1 4 条 7 号
1 1	特定年月日 1 1 の 電話記録	連絡内容の要旨を記載 した部分	法 1 4 条 7 号
1 2	特定年月日 1 2 の 電話記録	連絡内容の要旨を記載 した部分	法 1 4 条 7 号
1 3	特定年月日 1 3 の 電話記録	連絡内容の要旨を記載 した部分	法 1 4 条 7 号
1 4	特定年月日 1 4 の 電話記録	連絡内容の要旨を記載 した部分	法 1 4 条 7 号
1 5	特定年月日 1 5 の 電話記録	連絡内容の要旨を記載 した部分	法 1 4 条 6 号 法 1 4 条 7 号

別表 2 (本件不開示維持部分)

1 文書 番号	2 行政文書の名 称	3 一連 番号	4 不開示維持部分
1	特定年月日 3 の面 接記録	1	2 ページ目の聴取内容の要旨を記載し た部分のうち, 2 6 行目の 2 文字目ないし 1 1 文字目
		2	6 ページ目の 3 5 行目の 2 文字目ない し 1 4 文字目
		3	6 ページ目の 3 7 行目の 2 文字目ない し 1 1 文字目
		4	7 ページ目の 2 9 行目ないし 3 9 行目
2	特定年月日 4 の面 接記録	—	—
3	特定年月日 5 の面 接記録	—	—
4	特定年月日 5 の面 接記録の別添	5	1 ページ目の 2 行目ないし 1 4 行目
		6	1 ページ目の 1 6 行目ないし 2 5 行目
		7	1 ページ目の 2 7 行目ないし 2 ページ 目の 1 5 行目
		8	2 ページ目の 1 7 行目ないし 3 2 行目
		9	3 ページ目の 2 行目ないし 1 5 行目
		1 0	3 ページ目の 1 7 行目ないし 2 6 行目
		1 1	3 ページ目の 2 8 行目ないし 4 ページ 目の 2 1 行目
		1 2	4 ページ目の 2 4 行目ないし 5 ページ 目の 2 7 行目
		1 3	5 ページ目の 2 9 行目ないし 6 ページ 目の 6 行目
		1 4	6 ページ目の 8 行目ないし 1 4 行目
		1 5	6 ページ目の 1 6 行目ないし 1 9 行目
		1 6	6 ページ目の 2 1 行目ないし 2 6 行目
		1 7	7 ページ目の 2 行目ないし 4 行目
1 8	7 ページ目の 6 行目ないし 1 0 行目		
1 9	7 ページ目の 1 2 行目ないし 8 ページ 目の 1 7 行目		

		20	8 ページ目の 19 行目ないし 23 行目
		21	8 ページ目の 25 行目ないし 9 ページ目の 2 行目
		22	9 ページ目の 4 行目ないし 7 行目
		23	9 ページ目 9 行目ないし 16 行目
		24	9 ページ目の 18 行目ないし 23 行目
		25	10 ページ目の 1 行目ないし 5 行目
		26	10 ページ目の 7 行目及び 8 行目
5	特定年月日 6 の面接記録	27	説明内容の要旨を記載した部分のうち、1 ページ目の 16 行目の 16 文字目ないし 17 行目の 9 文字目
		28	説明内容の要旨を記載した部分のうち、1 ページ目の 29 行目の 31 文字目ないし 30 行目の 8 文字目
6	特定年月日 6 の面接記録の別添	29	1 ページ目の 2 行目ないし 4 行目
		30	1 ページ目の 6 行目ないし 8 行目
		31	1 ページ目の 10 行目ないし 2 ページ目の 15 行目
7	特定年月日 7 の電話記録	—	—
8	特定年月日 8 の電話記録	—	—
9	特定年月日 9 の電話記録	—	—
10	特定年月日 10 の電話記録	—	—
11	特定年月日 11 の電話記録	—	—
12	特定年月日 12 の電話記録	—	—
13	特定年月日 13 の電話記録	—	—
14	特定年月日 14 の電話記録	—	—
15	特定年月日 15 の電話記録	32	3 ページ目の 23 行目ないし 27 行目

(注) 行数の数え方については、空白の行及び表の枠線は数えない。

文字数の数え方については、句読点、記号及び半角文字も1文字と数え、空白部分を数えない。